

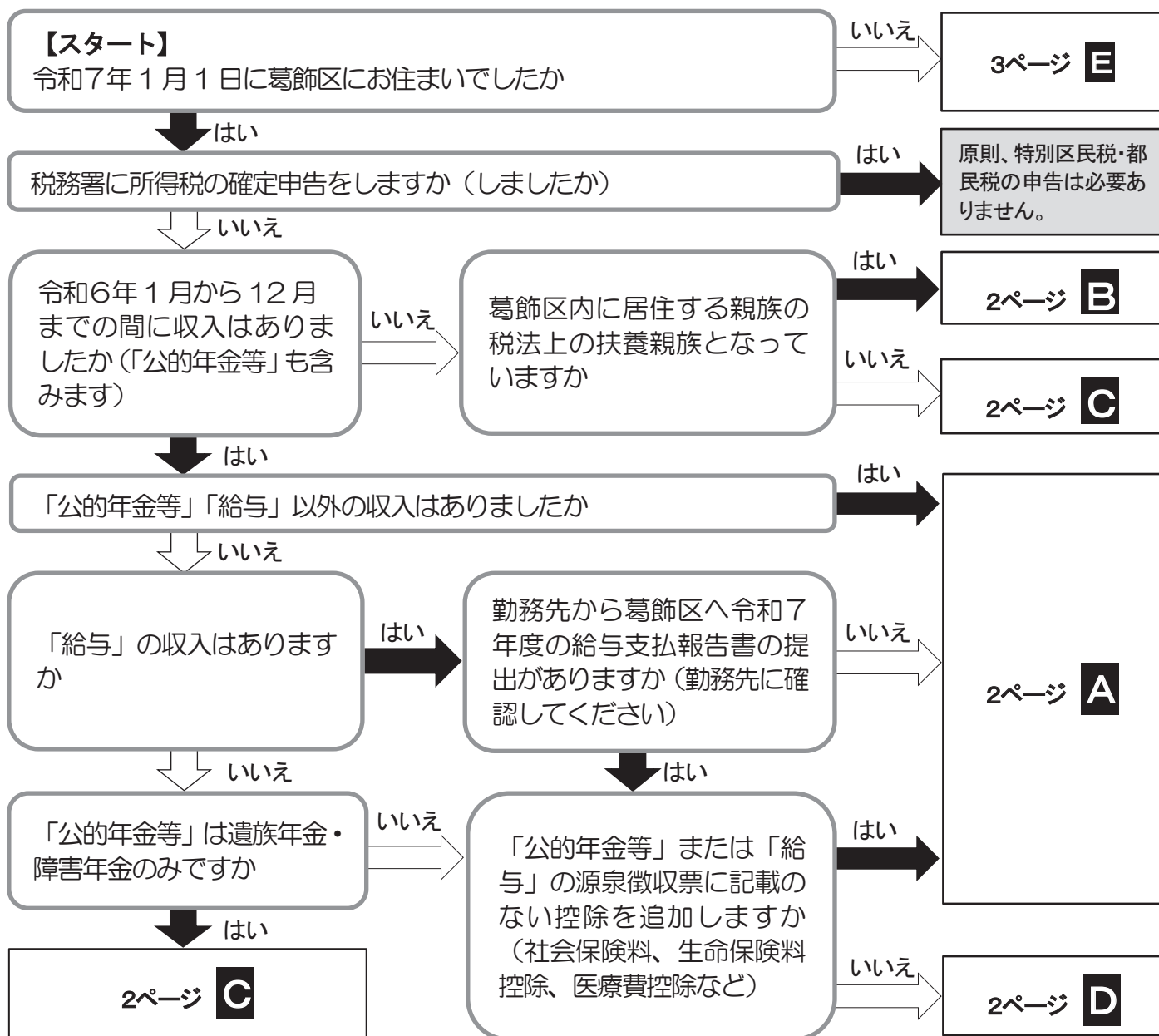
令和7年度 特別区民税・都民税(住民税)申告の手引き



申告期間は、令和7年2月17日(月)から3月17日(月)までです。

- 混雑緩和のため、郵送による申告(3ページ参照)にご協力ください。
- 申告期限後であっても申告は受け付けますが、特別区民税・都民税の決定および、課税・非課税証明書の交付が遅れる場合があります。
- 本手引きの内容は令和6年12月1日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

下の質問の、はい ➡ いいえ ⇨ にそって進んでいただいた結果を参考に、申告が必要な方は特別区民税・都民税の申告書をご提出ください(なお、結果によっては申告が不要な場合もあります)。



(問い合わせ先) 葛飾区役所 税務課 課税係

電話03(5654)8550【直通】

電話03(3695)1111【代表】

(所得税について) 葛飾税務署
(個人事業税について) 台東都税事務所

電話03(3691)0941【音声案内】
電話03(3841)1271

A 収入があり、申告が必要な方

次のア～ウのいずれかに該当する方は、区役所で特別区民税・都民税の申告が必要です。6～13ページを参照し、申告書に記入してください。なお、税務署へ所得税の確定申告をした場合は、区役所への特別区民税・都民税の申告は不要です。

- ア 給与収入があり、勤務先から葛飾区へ給与支払報告書の提出がされていない方（提出の有無は勤務先にご確認ください）
- イ 給与、公的年金等の収入があり、源泉徴収票に含まれていない控除を追加する方
- ウ 給与、公的年金等以外の収入がある方で、税務署での確定申告の必要がない方 など

【税務署で所得税の確定申告が必要となる方】 詳しくは税務署にお問い合わせください。

- * 給与、公的年金等以外の収入がある方で、収入金額から必要経費を差し引いた金額の合計が、所得控除金額を超える方
- * 給与所得があり、次のア～エに該当する方
 - ア 給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - イ 給与以外の所得金額が20万円を超える方
 - ウ 2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - エ 退職等により年末調整を受けていない方
- * 公的年金等の収入金額は400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超える方
- * 医療費控除や住宅借入金等特別税額控除などにより、所得税の還付を受ける方

など

B 葛飾区内に居住する親族の税法上の扶養親族となっている方

【B-1】申告が必要な方

所得金額（0円を含む）の記載がある非課税証明書が必要な方

この場合、収入が少なかった（なかった）旨の申告が必要です。5ページ「申告書の記入方法（収入のなかった方・少なかった方）」を参照し、申告書に記入してください。

【B-2】申告が不要な方

上記【B-1】以外の方

C 収入がなかった方・少なかった方

【C-1】申告が必要な方

次のア～カのいずれかに該当する方は、申告が必要です。5ページ「申告書の記入方法（収入のなかった方・少なかった方）」を参照し、申告書に記入してください。

- ア 収入が遺族年金・障害年金のみの方
- イ 国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方
（保険料の算定や高額療養費等の給付に影響があります）
- ウ 都営住宅にお住まいの方
- エ 児童手当などを受けている方
- オ 何らかの理由で非課税決定が必要な方
- カ 所得金額（0円を含む）の記載がある非課税証明書が必要な方

【C-2】申告が不要な方

上記【C-1】以外で、収入がなかった・少なかった場合は、特別区民税・都民税の申告義務はありません。ただし、申告しない場合は未申告となるため、再度区から申告書や申告を促す通知等が郵送される場合があります（その場合も申告書の提出は不要です）。

D 課税資料が葛飾区に届いているため、申告が不要な方

次のアまたはイに該当する方は、課税資料（給与支払報告書、年金支払報告書）により特別区民税・都民税を計算するため、申告不要です。ただし、課税資料に記載されていない控除を追加する場合は、申告が必要です。

- ア 給与収入のみで、勤務先から葛飾区へ給与支払報告書が提出されている方
（提出の有無については、勤務先にご確認ください）
- イ 公的年金収入のみの方

E 1月1日に葛飾区にお住まいでない方

1月1日現在にお住まいだった区市町村へお問い合わせください。

なお、1月1日に葛飾区に住民登録があるが、実際は海外にお住まいの方は、申告書の「16 単身赴任・海外出張をしている方」に記入し、申告してください。

申告のしかた

**混雑緩和のため、郵送による申告にご協力ください。
混雑時は整理券を配付するなどの入場制限を実施します。**

【郵送で申告する場合】

(1) 申告書を記入します。

収入がなかった方・少なかった方 → **5ページ**を参照し、記入してください。

収入があった方 → **6～13ページ**を参照し、記入してください。

* 後日連絡することもありますので、**電話番号等の連絡先は必ず記入してください。**

(2) 申告に必要なもの（4ページを参照）を用意します。

* 個人番号確認書類、身元確認書類は、コピーをご用意ください。

* 身元確認書類として「公的医療保険の被保険者証の写し」を添付する場合、**写しの「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」部分を復元できない程度に塗りつぶしてください。**

(3) 申告書と(2)で用意したものを同封の緑色の封筒に入れ、「簡易書留」で郵便局の窓口から郵送します。

* 封筒に入りきらない場合は、大きめの封筒をご用意ください（この場合、郵送料は申告される方の負担となります）。

* **書類は原則として返却しません。**返却を希望される場合は、どの書類を返却するのかを書いたメモと返信用封筒（宛先を記入し切手を貼ったもの）を同封してください。

【窓口で申告する場合】

下表の会場・日程で受け付けます。**なお、混雑を避けるため、各会場で整理券を配付するなどの入場制限を実施する場合があります。なるべく郵送での申告にご協力ください。**

申告会場	日程	受付時間
葛飾区役所 2階区民ホール	2月17日(月)～3月17日(月) (土・日・祝日を除く)	午前9時から 午後4時30分
南綾瀬地区センター、新小岩北地区センター	2月20日(木)、2月21日(金)	
東四つ木地区センター	2月25日(火)	
柴又地区センター	2月25日(火)、2月26日(水)	
金町地区センター	2月27日(木)、2月28日(金)	
高砂地区センター、新小岩地区センター	3月4日(火)、3月5日(水)	
水元地区センター、堀切地区センター	3月6日(木)、3月7日(金)	
亀有地区センター	3月11日(火)、3月12日(水)	

※2月23日(日)は休日開庁日のため、葛飾区役所2階区民ホールで午前9時から正午まで受け付けます。

申告に必要なもの

* 申告の資料として、課税（非課税）証明書を提出する必要はありません。

① 申告書

② 個人番号確認書類（申告者本人のもの）

「マイナンバー（個人番号）カード（裏面）」 「通知カード（※）」 「個人番号記載の住民票」のうち、いずれか1点

※ 通知カードは、記載事項に変更がない、又は正しく変更手続きがとられているものに限ります。

③ 身元確認書類（申告者本人のもの）

次のAの中から1点 または Bの中から2点

A（1点が良いもの）	B（2点必要なもの）
<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバー（個人番号）カード（表面） ● 運転免許証 ● 運転経歴証明書 （平成24年4月1日以降のものに限る） ● パスポート ● 身体障害者手帳 ● 精神障害者保健福祉手帳・療育手帳（愛の手帳） ● 在留カード ● 特別永住者証明書 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的医療保険の被保険者証 ● 年金手帳（国民年金手帳） ● 各種年金証書 ● 税金等の領収書、公共料金の領収書 （領収日から3か月以内） ● 生活保護受給証明書 ● 国または地方公共団体が発行した受給者証、 医療証、医療券 ● 官公署または公的機関が送付・発行した氏名、 生年月日または住所が記載されている書類 <p style="text-align: right;">など</p>

該当する身元確認書類をお持ちでない場合は、お問い合わせください。

④ 令和6年中の収入金額がわかるすべての書類【コピー可】

例) 年金収入の方は、令和6年分の公的年金等の源泉徴収票

例) 給与収入の方は、令和6年分の給与所得の源泉徴収票（源泉徴収票がない場合は給与明細等）

※収入資料がない場合には受付できません。

⑤ 控除に関する書類（該当するもののみ。詳しくは10～13ページをご覧ください。）

国民年金（基金）保険料の「控除証明書【原本】」又は「領収書【コピー可】」

「医療費控除の明細書」、高額療養費などの給付金額がわかるもの【コピー可】

* 領収書での受付はできません。必ず明細書を添付してください。

* 「医療費通知【原本】」を提出する場合で、医療費通知に記載の医療費以外がないときは明細書は省略できます。

生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料などの「控除証明書【原本】」

「身体障害者手帳」や「障害者控除対象者認定書」など【コピー可】

海外在住の扶養親族がいる場合、「親族関係書類【原本】」「送金証明書【コピー可】」など

* 外国語の文書は日本語訳を添付してください。

「寄附金領収書【原本】」、「寄附金受領証明書【原本】」 など

代理申告について

窓口にお越しになる方が本人と同一世帯ではない方（代理人）の場合は、次のア～ウの書類が必要です。

ア 上記①、②および④、⑤の書類

イ 代理人の身元確認書類（内容は上記③と同様。コピーをとらせていただく場合があります。）

ウ 代理権確認書類

任意代理人の場合 … 委任状【原本】

法定代理人の場合 … 戸籍謄本、後見人等の登記事項証明書、その他資格を証明する書類【いずれも原本】

委任状の様式は葛飾区公式HP（ページ番号：1007408）に掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

申告書の記入方法（収入のなかった方・少なかった方）

以下の手順にしたがって記入してください。

- (1) 申告書に氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・マイナンバー(個人番号)等を記入してください。
1月1日の住所と現住所が異なる場合は、現在の住所も記入してください。
業種又は職業欄には前年の12月末時点の状況を記入してください。

【例】

1月1日現在の住所	葛飾区 立石 5-13-1		業種又は職業	無職
現在の住所	1月1日と同じ方は記入不要		電話番号	03-3695-1111
フリガナ	カツシカ タロウ	生年月日	個人番号 1 1 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
氏名	葛飾 太郎	明・大・昭・平・令 61.2.2	世帯主の氏名	世帯主との続柄
			葛飾 太郎	本人

- (2) 申告書裏面左下の「14 収入のなかった方・少なかった方の記載欄」の該当箇所に○をつけ、必要事項を記入します。

前年の1～12月の間に少額でも収入があった方は、源泉徴収票・給与明細書等を同封してください。

【例】

14 収入のなかった方・少なかった方の記載欄

この欄は非課税証明書・国民健康保険・国民年金等の資格審査の基礎資料となりますので、以下の(1)～(3)のうちいずれかに記入のうえ提出してください。

(1) あなたを扶養・援助していた方

住所 葛飾区 立石 5-13-1

氏名 葛飾 寅雄 続柄 父

電話番号 03-3695-1111

(2) 右記の年金等を受けていた。
(老齢年金は、表面キの公的年金の欄に記入してください。)

① 遺族年金・遺族の恩給 ② 福祉年金 ③ 障害年金
④ 児童扶養手当等 ⑤ その他()

受給額 _____ 円

(3) その他((1)～(2)に該当しない方)
(前年中どのように生計をたてていたか記入してください。例「貯金で生活していた」)

- (3) 扶養している方がいる場合は12～13ページを参考に申告書表面左側「㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除」、「㉓ 扶養控除」に記入します。他にも「㉗㉘ ひとり親・寡婦控除」、「㉚ 障害者控除」に該当する場合は、忘れずに記入してください。

特別区民税・都民税が課税されない方

次の(1)～(3)のうち、いずれかに該当する方

- (1) 令和7年1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (2) 本人が障害者、ひとり親、寡婦、未成年(平成19年1月3日以降の出生の方で未婚の方)で令和6年中の合計所得金額が135万円以下の方
- (3) 令和6年中の合計所得金額が次に該当する方
- (扶養親族がいない方)
合計所得金額 ≤ 35万円 + 10万円
- (扶養親族がいる方)
合計所得金額 ≤ 35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 本人) の人数 + 10万円 + 21万円

令和7年度

特別区民税・都民税申告書

葛飾区長あて

年 月 日提出

宛名番号

1月1日現在の住所: 葛飾区立石 5-13-1
業種又は職業: 会社員
電話番号: 03-3695-1111
フリガナ: カツシカ ハナコ
氏名: 葛飾 花子
生年月日: 47.5.5
世帯主の氏名: 葛飾 次郎
世帯主との続柄: 妻

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

Table with columns for deduction categories (e.g., 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, 障害者控除, 配偶者控除, 扶養控除) and income types (e.g., 事業所得, 給与所得, 不動産所得). Includes handwritten values in pink.

10〜13ページを参照してください。

控除証明書の各「申告額」を記入してください。

8〜9ページを参照してください。

こちらは記入を省略できます

別居の配偶者・扶養親族の方は表面「12」も記入し、その方が国外居住の場合は証明書が必要となります。
5 寄附金に課税する事項
6 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の特別区民税・都民税の納税方法

7 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票以外の収入資料を添付する方は記入してください。収入資料がない場合は受付できません。

月	日	給 付 勤務 日数	収入金額(月収)	社会保険料
1			274.351 円	
2			262.662 円	
3			258.553 円	
4			253.451 円	
5			255.030 円	
6			261.010 円	
7			254.631 円	
8			270.359 円	
9			256.687 円	
10			262.203 円	
11			247.652 円	
12			281.369 円	
賞 与 等			575.600 円	
合 計			3.713.558 円	

給与所得の源泉徴収票を添付する場合は、記入不要です。

8～10ページを参照してください。

8 事業・不動産に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
不動産	葛飾区△△1-1-1	1.101.500 円	960.555 円	

9 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月日	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額

該当する所得がある場合は、収入、必要経費等をそれぞれ記入してください。

10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	所得金額

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

種 目	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡					
一時					

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のニに記入してください。右のこの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏 名	住 所	国外居住
葛飾 梅子	ブラジル リオデジャネイロ ○□	<input type="checkbox"/> 配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
申告書表面「23 扶養控除」「16歳未満の扶養親族」に記入された扶養親族のうち、別居している方がいる場合は氏名等を記入してください。		

15 事業税に関する事項

種類	所得金額
非課税所得など	
損益通算の特例適用前の不動産所得	
事業用資産の譲渡損失など	
前年中の開(廃)業	開始・廃止 月 日

他都道府県の事務所等

13 事業専従者に関する事項

氏 名	個 人 番 号	続 柄	生 年 月 日	従 事 専 従 者 給 与 額 月 数 (控 除)	円
			明・大 昭・平		円
			令		円
			明・大 昭・平		円
			令		円
合 計					円

所得税における青色申告の承認の有無 あり・なし

14 収入のなかった方・少なかった方の記載欄

この欄は非課税証明書・国民健康保険・国民年金等の資格審査の基礎資料となりますので、以下の(1)～(3)のうちいずれかに記入のうえ提出してください。

(1) あなたを扶養・援助していた方 住所 _____
 氏名 _____ 続柄 _____
 電話番号 _____

(2) 右記の年金等を受けていた。 ① 遺族年金・遺族の恩給 ② 福祉年金 ③ 障害年金
 (老齢年金は、表面キの公的年金の) ④ 児童扶養手当等 ⑤ その他()
 受給額 _____ 円

(3) その他((1)～(2)に該当しない方)
 (前年中どのように生計をたてていたか記入してください。例「貯金で生活していた」)

16 単身赴任・海外出張をしている

勤務先名 赴任先 _____ 電話 _____

勤務先所在地 _____

赴任先住所 _____

赴任期間 年 月 日～ 年 月 日(予定)

17 所得金額調整控除に関する事項

氏名 _____ 続柄 _____ 生年月日 _____

特別障害者に該当する場合 級 _____ 個人番号 _____

別居の場合住所 _____

収入・所得

申告書表面右側の「1 収入金額等」、「2 所得金額」に記入します。

営業等（記載欄 申告書表面 1 収入金額等・ア 2 所得金額・①）

⇒ 事業から生じる収入金額（所得は収入金額－必要経費）

（例）製造業・卸売業・サービス業・外交員・内職・医師・弁護士・俳優・ホステスなど

必要経費 商品の原価、地代、家賃、租税公課、減価償却費、交通費など

* 申告書裏面の「8 事業・不動産に関する事項」欄にも記入し、決算書等も添付してください。

農業（記載欄 申告書表面 1 収入金額等・イ 2 所得金額・②）

⇒ 農業から生じる収入金額（所得は収入金額－必要経費）

必要経費 種苗代、肥料代など

* 申告書裏面の「8 事業・不動産に関する事項」欄にも記入し、決算書等も添付してください。

不動産（記載欄 申告書表面 1 収入金額等・ウ 2 所得金額・③）

⇒ 家賃・地代などによる収入金額（所得は収入金額－必要経費）

必要経費 固定資産税、修繕費、減価償却費、損害保険料など

* 申告書裏面の「8 事業・不動産に関する事項」欄にも記入し、決算書等も添付してください。

利子（記載欄 申告書表面 1 収入金額等・エ 2 所得金額・④）

⇒ 日本国外に預けた預金の利子等。通常は、利子の申告は不要です。

配当（記載欄 申告書表面 1 収入金額等・オ 2 所得金額・⑤）

⇒ 株式の配当、剰余金の分配などの収入金額（所得は収入金額－必要経費）

必要経費 株式などの元本を取得するための負債の利子

* 非上場株式等および上場株式等の大口株主は所得税の確定申告が必要な場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

* 申告書裏面の「9 配当所得に関する事項」欄にも記入してください。

給与（記載欄 申告書表面 1 収入金額等・カ 2 所得金額・⑥）

⇒ 給与、賞与などによる収入の合計金額

給与所得の金額は「給与所得の速算表」を参照してください。（記入省略可）

* 源泉徴収票のない方は、給与明細や給与金額が分かる書類を添付してください。収入資料がない場合は受付できません。収入資料の発行に関しては勤務先へご相談ください。

* 収入金額は社会保険料や所得税を差し引かれる前の金額です（交通費として支給されている金額は、収入金額から差し引くことができます）。

* 勤務が短期間であった場合は、給与明細等を添付のうえ給与収入欄に記入するほか、勤務期間以外の生計をどのようにたてていたかを、申告書裏面の「14 収入のなかった方・少なかった方の記載欄」に記入してください。

給与所得の速算表

給与収入金額の合計	給与所得金額
1円 ～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額の合計 －550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円

給与収入金額の合計	給与所得金額
1,628,000円 ～ 1,799,999円	$A \times 2,400 + 100,000$ 円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	$A \times 2,800 - 80,000$ 円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	$A \times 3,200 - 440,000$ 円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額の合計 $\times 0.9$ －1,100,000円
8,500,000円 ～	収入金額の合計－1,950,000円

※ A = 収入金額の合計 ÷ 4,000(円未満切捨)

雑 公的年金等 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・キ 2 所得金額・⑦)

⇒ 公的年金等による収入金額 (介護保険料や所得税などが差し引かれる前の金額)

(例) 国民年金・厚生年金・共済年金・恩給・年金基金など

* 公的年金等に係る雑所得の金額は「公的年金等に係る雑所得の速算表」を参照してください。(記入省略可)

* 遺族年金・障害年金などは、課税の対象となりませんので、申告書裏面「14 収入のなかった方・少なかった方の記載欄」の(2)に記入してください。

公的年金等に係る雑所得の速算表

公的年金等の収入金額(B)		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 昭和35年1月1日 以前に生まれた方	330万円未満	B-1,100,000円	B-1,000,000円	B-900,000円
	330万円以上410万円未満	$B \times 0.75 - 275,000$ 円	$B \times 0.75 - 175,000$ 円	$B \times 0.75 - 75,000$ 円
	410万円以上770万円未満	$B \times 0.85 - 685,000$ 円	$B \times 0.85 - 585,000$ 円	$B \times 0.85 - 485,000$ 円
	770万円以上1,000万円未満	$B \times 0.95 - 1,455,000$ 円	$B \times 0.95 - 1,355,000$ 円	$B \times 0.95 - 1,255,000$ 円
	1,000万円以上	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円
65歳未満 昭和35年1月2日 以後に生まれた方	130万円未満	B-600,000円	B-500,000円	B-400,000円
	130万円以上410万円未満	$B \times 0.75 - 275,000$ 円	$B \times 0.75 - 175,000$ 円	$B \times 0.75 - 75,000$ 円
	410万円以上770万円未満	$B \times 0.85 - 685,000$ 円	$B \times 0.85 - 585,000$ 円	$B \times 0.85 - 485,000$ 円
	770万円以上1,000万円未満	$B \times 0.95 - 1,455,000$ 円	$B \times 0.95 - 1,355,000$ 円	$B \times 0.95 - 1,255,000$ 円
	1,000万円以上	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円

雑 業務にかかる雑所得 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・ク 2 所得金額・⑧)

⇒ 原稿料、講演料などの副収入による所得 (所得は収入金額-必要経費)

(例) 副収入としての原稿料や印税・シルバー人材センターの分配金・福祉作業所等の工賃 など

必要経費 原稿用紙代、資料代など

* 申告書裏面の「10 雑所得 (公的年金等以外) に関する事項」欄にも記入してください。

雑 その他の雑所得 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・ケ 2 所得金額・⑨)

⇒ いずれにも該当しない収入金額 (所得は収入金額-必要経費)

(例) 生命保険年金・郵便局の年金保険・互助年金など

必要経費 年金掛金など

* 申告書裏面の「10 雑所得 (公的年金等以外) に関する事項」欄にも記入してください。

譲渡所得 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・コ、サ 2 所得金額・⑩)

⇒ 機械、自動車などの譲渡収入 (生活用動産の譲渡による所得は課税されません)

保有期間が5年以下の資産の譲渡は短期譲渡、5年を越える場合は長期譲渡に分かれます。

必要経費 譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費など

特別控除額 短期と長期を合わせて50万円 (上限額)

* 申告書裏面「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄にも記入してください。

一時所得 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・シ 2 所得金額・⑪)

⇒ 賞金・懸賞金・競馬などの払戻金、満期生命保険料などの一時的な収入

必要経費 生命保険料支払額、掛金の総額など

特別控除額 50万円 (上限額)

* 申告書裏面「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄にも記入してください。

所得から差し引かれる金額等

申告書表面左側の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に記入します。

②⑥ 雑損控除

⇒ あなた又は生計を一にする配偶者やその他の親族の有する資産（家・家財道具・現金など）について災害、盗難などによる損失を生じた場合

必要書類 災害関連支出の金額の領収書（原本）、り災証明書（原本） など

控除額 次の①、②のいずれか多い方の金額を適用

①（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－〔総所得金額等×10%〕

② 災害関連支出金額（※）－5万円

※ 災害関連支出金額とは、損失の金額のうち災害等に関連して住宅家財等の取壊しや除去等のために支出した金額

②⑦ 医療費控除

⇒ 令和6年中に、あなた又は生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合

必要書類 医療費控除の明細書

* **医療費の領収書では受付できません。**

* 医療保険者等が発行する医療費通知（原本）を提出する場合、通知に記載の内容については明細書への記載の省略が可能です。通知に記載がない内容は、明細書に記載してください。

控除額（医療費－補てんされる金額）－〔（10万円）または（総所得金額等の5%）の少ない方の金額〕

【控除限度額 200万円】

* 補てんされる金額は、出産一時金、高額療養費、保険会社からの医療費の補てんを目的として支払われた保険金などが該当します。

* 介護保険サービスで医療費控除の対象になるものは、領収証に医療費控除対象額の記載があるものです。

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

⇒ 令和6年中に、健康維持・増進および疾病予防への一定の取組を行ったあなたが、あなたまたは生計を一にする配偶者やその他の親族が使用する医薬品の購入費を支払った場合

必要書類 セルフメディケーション税制の明細書（領収書では受付できません）

控除額（スイッチOTC医薬品購入費－補てんされる金額）－12,000円

【控除限度額 88,000円】

* 通常の医療費控除と医療費控除の特例は、どちらか一方しか適用できません。

* 医薬品は、厚生労働省が定めたスイッチOTC医薬品が対象となります。

* 一定の取組に要した費用は、控除の対象にはなりません。

* 申告書表面右側「4 所得から差し引かれる金額 ②医療費控除」の欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

②⑬ 社会保険料控除

⇒ 令和6年中に、あなた又は生計を一にする配偶者やその他の親族の国民健康保険料、国民年金保険料（基金も含む）や介護保険料、後期高齢者医療保険料などを支払った場合

必要書類 国民年金保険料の控除証明書の原本（本人控不可）または領収書（コピー可）

控除額 支払金額

* あなた以外が受け取る年金から差し引かれている国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は控除できません。

②⑭ 小規模企業共済等掛金控除

⇒ 令和6年中に、小規模企業共済法による共済契約の掛金（旧第二種を除く）、心身障害者扶養共済掛金（一定の要件を備えているもの）や確定拠出年金掛金を支払った場合

必要書類 証明書（原本）

控除額 支払金額

⑮ 生命保険料控除

⇒ 令和6年中に、あなた又は配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合

必要書類 控除証明書（原本） 旧契約の一般生命保険で支払額が年間9,000円以下の場合には必要ありません。

控除額 * 一般生命保険料、個人年金保険料および介護医療保険料をそれぞれ下表の計算式にあてはめ、算出した控除額の合計金額 【控除限度額 合計 70,000円】

* 一般生命保険料又は個人年金保険料については、旧契約と新契約（※）の両方で控除の適用を受ける場合、次の①、②のいずれか多い方の金額を控除額とします。

- ① 旧契約分の控除額+新契約分の控除額 【限度額 28,000円】
- ② 旧契約分の控除額のみ 【限度額 35,000円】

※新契約とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等、旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等をいいます。

※介護医療保険料については、新契約での適用となります。

旧契約	(ア) 支払った保険料	控除額	新契約	(イ) 支払った保険料	控除額
	0円～15,000円	全額		0円～12,000円	全額
15,001円～40,000円	$(ア) \times 50\% + 7,500円$	12,001円～32,000円	$(イ) \times 50\% + 6,000円$		
40,001円～70,000円	$(ア) \times 25\% + 17,500円$	32,001円～56,000円	$(イ) \times 25\% + 14,000円$		
70,001円～	35,000円	56,001円～	28,000円		

⑯ 地震保険料控除

⇒ 令和6年中に、あなた又は生計を一にする配偶者やその他の親族が、常時居住している家屋などの損害保険料のうち、地震または噴火などの原因により生じた損失を補てんする保険金が支払われる地震保険料部分を支払った場合

必要書類 控除証明書（原本）

控除額 地震保険料と旧長期損害保険料をそれぞれ下表の計算式にあてはめ、算出した控除額の合計金額 【控除限度額 合計 25,000円】

地震	支払った保険料	控除額	旧長期	(ア) 支払った保険料	控除額
	0円～50,000円	支払った保険料×50%		0円～5,000円	全額
50,001円～	25,000円	5,001円～15,000円	$(ア) \times 50\% + 2,500円$		
		15,001円～	10,000円		

旧長期損害保険料とは、保険期間が10年以上で満期返戻金があり、平成18年末までに契約されたものをいいます。

⑰⑱ ひとり親・寡婦控除

⑰ひとり親控除 ※配偶者の状況（未婚・離婚等）についても☑をつけてください。

⇒ 令和6年12月31日時点で婚姻していない方、配偶者が生死不明などの方で、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額が500万円以下に限る）の場合（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く）

控除額 30万円

⑱寡婦控除 ※配偶者の状況（未婚・離婚等）についても☑をつけてください。

⇒ 上記の「ひとり親控除」にあたらぬ寡婦の方で、次の（1）（2）のいずれかに該当する場合（いずれも事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く）

- （1）夫と離婚後、婚姻していない方で、令和6年中の合計所得金額が500万円以下かつ扶養親族がいる方
- （2）夫と死別した後、婚姻していない方や、夫が生死不明などの方で、令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方

控除額 26万円

⑲ 勤労学生控除

⇒ あなたが特定の学校の学生・生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ令和6年中の合計所得金額が75万円以下で、配当所得などの勤労によらない所得金額が10万円以下の場合

必要書類 学生証（コピー可）、在学する専修学校の長等から交付された勤労学生控除の手続きに必要な証明書（原本）など

控除額 26万円

⑩ 障害者控除

⇒ あなたやあなたの同一生計配偶者及び扶養親族が障害者である場合

必要書類 障害の程度が証明できるもの（障害者手帳、障害者控除対象者認定書など・コピー可）

控除額 普通障害者 26万円

特別障害者 30万円（身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級の方等が対象）

* 同一生計配偶者または扶養親族（16歳未満の年少扶養親族を含む）が同居の特別障害者である場合、特別障害の額に23万円加算

⑪ 配偶者控除

⇒ あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合は、死亡日）の現況において、あなたと生計を一にする配偶者の令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合

控除額 表のとおり

あなたの合計所得金額	控除対象配偶者		老人控除対象配偶者
	～900万円以下	900万円超～950万円以下	38万円
～900万円以下	33万円	22万円	26万円
900万円超～950万円以下	22万円	11万円	13万円
950万円超～1,000万円以下	11万円	—	—
1,000万円超	—	—	—

* 国外居住親族に係る扶養控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類」「送金関係書類」に加え、「留学ビザ等書類」「38万円送金書類」等が必要になります。なお、これらの書類が外国語で作成されている場合には日本語訳文も必要になります。（提出書類についての詳細は区ホームページをご確認ください。）給与や年金等の支払者に既に提出又は提示している場合は、これらの書類は必要ありません。

同一生計配偶者

⇒ あなたの合計所得金額が1,000万円超で、あなたと生計を一にする配偶者の令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合

控除額 適用なし

* 同一生計配偶者を非課税判定の扶養人数として加えることや障害者控除を適用することは可能です。

* 同一生計配偶者を適用する場合は、申告書表面左側「⑪～⑫ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」の「 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」に「」チェックを記入してください。（配偶者控除を適用される方につきましては、「」チェックの記入は必要ありません。）

⑫ 配偶者特別控除

⇒ あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合

控除額 表のとおり

配偶者の合計 あなたの 合計所得金額	配偶者の合計所得金額							
	48万円超 ～100万円	～105万円	～110万円	～115万円	～120万円	～125万円	～130万円	～133万円
～900万円以下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
900万円超 ～950万円以下	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
950万円超 ～1,000万円以下	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
1,000万円超	—	—	—	—	—	—	—	—

- * 配偶者の「所得の有無」欄を記入し、所得がある場合には「所得の種類」欄と「合計所得金額」欄にも記入してください。収入が給与（パート収入を含む）又は年金の場合には、「収入金額」欄も記入してください。
- * 国外居住親族に係る扶養控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類」「送金関係書類」に加え、「留学ビザ等書類」「38万円送金書類」等が必要になります。なお、これらの書類が外国語で作成されている場合には日本語訳文も必要になります。（提出書類についての詳細は区ホームページをご確認ください。）
給与や年金等の支払者に既に提出又は提示している場合は、これらの書類は必要ありません。

②③ 扶養控除

⇒ 令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合は、死亡日）の現況において、あなたと生計を一にする親族のうち令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合

控除額 下表のとおり

扶養区分		控除額
普通扶養	平成18年1月2日～平成21年1月1日出生	33万円
	昭和30年1月2日～平成14年1月1日出生	
特定扶養	平成14年1月2日～平成18年1月1日出生	45万円
老人扶養	昭和30年1月1日以前出生	38万円
同居老親等		45万円
年少扶養	平成21年1月2日～令和6年12月31日出生	—

- * 同じ人を二人以上の方が重複して扶養にとることはできません。
- * 配偶者及び扶養親族が別居している場合は、申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄にも氏名、住所を記入してください。
- * 国外居住親族に係る扶養控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類（原本）」「送金関係書類」に加え、「留学ビザ等書類」「38万円送金書類」等が必要になります。なお、これらの書類が外国語で作成されている場合には日本語訳文も必要になります。（提出書類についての詳細は区ホームページをご確認ください。）
給与や年金等の支払者に既に提出又は提示している場合は、これらの書類は必要ありません。

所得金額調整控除に関する事項

⇒ あなたの給与の収入金額が850万円を超え、以下の（1）～（3）のいずれかに該当する場合に記載します（記載欄 申告書裏面17）。該当する方が複数の場合はいずれか1名を記載します。

- （1）あなたが特別障害者
- （2）特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
- （3）23歳未満の扶養親族を有する

※この控除については扶養控除と異なり、1人の扶養親族に対して、2人以上の納税義務者が重複して控除を申告することができません。

控除額（給与等の収入金額（上限1,000万円）－ 850万円） × 10%

②④ 基礎控除

⇒ あなたの昨年1年間の合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用されます。

控除額 下表のとおり

所得割の納税義務者の前年の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	—

寄附金に関する事項（寄附金税額控除）

- ⇒ 令和6年中に「都道府県、区市町村（ふるさと納税）」「東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部」「東京都又は葛飾区の条例指定分団体」に寄附をし、寄附金税額控除の適用を受けようとする場合
必要書類 寄附金領収書（原本）、寄附金受領証明書（原本） など
- * 申告書表面左下にある「5 寄附金に関する事項」の該当箇所それぞれ金額を記入してください。
 - * 「条例指定分」は「東京都又は葛飾区の条例で指定されている団体への寄附」のみが対象です。
 - * 所得税でも寄附金控除を適用する場合は、所得税の確定申告書を税務署へ提出する必要があります。
 - * **特別区民税・都民税の申告をした場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用がなくなります**

給与・公的年金等に係る所得以外の特別区民税・都民税の納税方法

- ⇒ 給与・公的年金等に係る所得以外に令和6年中に所得がある場合に記入します。
該当の所得から生じる特別区民税・都民税を給与から差し引く場合、給与から差し引き（特別徴収）にチェックをし、窓口等で納付する場合、自分で納付（普通徴収）にチェックをします。
- * 特別徴収になる給与所得が発生しなかった場合、この欄の記載にかかわらず普通徴収になります。
 - * 記載がない場合や、申告期限内にご申告いただけなかった場合、ご希望の納税方法にならないことがあります。

特別区民税・都民税の計算のしかた（概算）

- $$\text{所得金額（※①）} - \text{所得控除合計額（※②）} = \text{課税総所得金額（1,000円未満切捨）}$$
- $$\text{課税総所得金額} \times \text{税率（区6\%・都4\%）} - \text{税額控除（※③）} = \text{所得割額}$$
- $$\text{所得割額} + \text{均等割額 4,000円（区3,000円・都1,000円）} + \text{森林環境税 1,000円} = \text{年税額}$$
- （※①） 収入金額 - 必要経費等（収入を得るための必要な支出額） ※8～9ページ参照
（※②） 10～13ページの所得控除
（※③） 調整控除、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除等
- * **分離課税所得がある場合は計算方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。**

葛飾区ホームページからの令和7年度住民税申告書の作成

区ホームページの住民税試算システムにより、試算や申告書の作成ができます。
詳しくは区ホームページ（ページ番号：1033629）をご覧ください。

作成した申告書はPDFで保存し、印刷することができます。印刷したものを郵送もしくは窓口で提出し、申告をすることが可能です。

※インターネットで申告書を送信することはできません。また、PDFデータを印刷して申告する場合でも、必要書類を併せて提出していただく必要がありますのでご注意ください。

7 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票以外の収入資料を添付する方は記入してください。収入資料がない場合は受付できません。

月	日	給 与	勤務日数	収入金額(月収)	社会保険料
1		円		円	円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等				円	円
合 計				円	円
勤 務 先 名					
勤 務 先 所 在 地					
勤 務 先 電 話 番 号					

8 事業・不動産に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	必 要 経 費	青色申告特別控除額
		円	円	円

9 配当所得に関する事項

配 当 所 得 の 種 類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支 払 確 定 年 月	収 入 金 額	必 要 経 費
		.	円	円
		.		
		.		
				円

10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	必 要 経 費
		円	円

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

種 目	収 入 金 額	必 要 経 費	差 引 金 額 (収入金額-必要経費)	特 別 控 除 額	所 得 金 額 (差引金額-特別控除額)
短期	円	円	円	円	円
長期					ロ
一 時					ハ
合 計					ニ

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハの金額を表面のニに記入してください。右のニの金額を表面の①の所得金額欄へ記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏 名	住 所	国外居住
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

15 事業税に関する事項

種類	所得金額
非課税所得など	円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	円
前年中の開(廃)業	開始・廃止 月 日
他都道府県の事務所等	

13 事業専従者に関する事項

氏 名	個 人 番 号	続 柄	生 年 月 日	従 事 月 数	専 従 者 給 与 額 (控 除)
					円
					円
合 計					円

14 収入のなかった方・少なかった方の記載欄

この欄は非課税証明書・国民健康保険・国民年金等の資格審査の基礎資料となりますので、以下の(1)~(3)のうちいずれかに記入のうえ提出してください。

(1) あなたを扶養・援助していた方 住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____

電話番号 _____

(2) 右記の年金等を受けていた。 ① 遺族年金・遺族の恩給 ② 福祉年金 ③ 障害年金 (老齢年金は、表面キの公的年金の) ④ 児童扶養手当等 ⑤ その他()

受給額 _____ 円

(3) その他((1)~(2)に該当しない方) (前年中どのように生計をたてていたか記入してください。「貯金で生活していた」)

16 単身赴任・海外出張をしている

勤 務 先 名 赴 任 先	電話
勤 務 先 の 所 在 地	
赴 任 先 所 住 住	
赴 任 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)

17 所得金額調整控除に関する事項

氏 名	続 柄	生 年 月 日	明・大・昭・平・令
特別障害者に該当する場合	級 度	個人 番 号	
別居の場合の住所			

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

※ このページは控えです。郵送しないでください。